

ふくしまっ子自然体験・交流活動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 福島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、子どもたちの豊かな人間性や生きる力の育成を図るため、東日本大震災の経験を踏まえ、再発見した郷土の良さを伝え合い発信していくような交流活動や充実した自然体験活動等を実施するものに対し、福島県補助金等の交付等に関する規則（昭和45年福島県規則第107号。以下「規則」という。）、福島県補助金等の交付等に関する規則に基づく知事の権限を福島県教育委員会に委任する規則（昭和45年福島県規則第118号）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助の対象及び補助額)

第2条 教育委員会は、別記の1に掲げる補助事業者がふくしまっ子自然体験・交流活動事業を行う場合に、ふくしまっ子自然体験・交流活動事業に要する必要な経費のうち補助金交付の対象（以下「補助対象経費」という。）について、補助事業者に対して補助金を交付するものとする。

2 補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は小・中学校自然体験・交流活動等支援事業、幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業、社会教育団体自然体験活動支援事業、ふくしまっ子体験活動応援補助事業とし、その内容並びに事業に係る補助対象経費及び事業に係る補助金の額は、別記に定めるところによる。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする補助事業者は、別記の3に掲げる期日までに、規則第4条第1項の規定による申請書（様式1）を教育委員会に提出しなければならない。なお、市町村が規則及びこの要綱に定めるところにより教育委員会に提出する申請書等の書類は所轄の教育事務所長を経由して提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第4条 教育委員会は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、すみやかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 教育委員会は、前項の場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付するものとする。

(変更の承認申請)

第5条 補助事業者は、補助金交付決定を受けた後において、規則第6条第1項の規定による変更をしようとするときは、別記の3に掲げる期日までに変更承認申請書（様式2）を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的を変えないで、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

(1) 補助金交付決定の額に影響を及ぼすことなく、その変更が事業目的の達成をより効率的にする場合

(2) 補助金交付決定の額に増がなく、補助金総額の20%以内の減額の場合

2 教育委員会は、前項を承認する場合において必要に応じて補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加え、又は条件を付するものとする。

(中止・廃止の承認申請)

第6条 補助事業者は、補助金交付決定を受けた後において、規則第6条第1項の規定による中止をしようとする場合においては、すみやかに中止承認申請書(様式3)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助金交付決定を受けた後において、規則第6条第1項の規定による廃止をしようとする場合においては、すみやかに廃止承認申請書(様式4)を教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

3 教育委員会は、補助事業の中止又は廃止の申請があった場合には、第5条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(決定の通知)

第7条 教育委員会は、補助金の交付の決定をしたときは、すみやかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を補助金の交付の申請をした補助事業者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、前条の規定による通知を受領した場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交付の決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日までに、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(経費の効率的使用等)

第9条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るよう経費の効率的使用に努めなければならない。

(状況報告又は調査)

第10条 教育委員会は、補助金の適正な執行を図るために必要がある場合には、補助事業者から補助金にかかる事業の実施状況等について報告を求め、又は調査をすることができる。

(事業完了報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、すみやかに完了報告書(様式5)を教育委員会に提出しなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、規則第13条第1項の規定による補助事業の成果を記載した実績報告書(様式6)を、事業完了の日(事業廃止について教育委員会の承認を受けた場合においては承認を受けた日)から起算して2箇月以内、又は補助金交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに教育委員会に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第13条 教育委員会は、前条の規定による報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業等の成果が補助金の交付の決定の内容(第5条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の支払)

- 第14条 教育委員会は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式7)を教育委員会に提出しなければならない。
 - 3 市町村が、本事業を実施することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(決定の取消)

- 第15条 教育委員会は、補助事業者が次の各号に掲げる事項に該当した場合には、第4条に規定する交付決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。
- (1) 法令若しくは本要綱に基づく教育委員会の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適當な行為をした場合
 - (4) 交付決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(補助金の返還)

- 第16条 教育委員会は、前条の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、当該補助金の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

- 第17条 補助事業者は、第15条の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
 - 3 前項の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還を命ぜられた補助金等の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
 - 4 教育委員会は、第1項及び第2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助事業者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。
 - 5 補助事業者は、前項の申請をしようとするときは、その事由を記載した申請書に当該補助金等の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となるべき事項を記載した書類を添えて、教育委員会に提出しなければならない。
 - 6 第7条の規定は、第4項の免除した場合について準用する。

(会計帳簿等の整備等)

第18条 補助事業者は、補助事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに事業の完了、あるいは中止又は廃止の日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の減額申請等)

第19条 補助事業者は、規則第4条第1項の規定に基づき補助金の申請を行うに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律の規定により仕入に係る消費税及び地方消費税の額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

2 補助事業者は、規則第13条の規定に基づき実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第20条 補助事業者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書(様式8)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

附 則

この要綱は、平成26年4月4日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

別記（第3条関係）

小・中学校自然体験・交流活動等支援事業

1 補助事業者

補助事業者は、福島県内の市町村、学校法人及び旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第3条に基づく登録をしている旅行業者等のうち、福島県内に営業所を持つ旅行業者等で本綱第1条を十分に理解している者とする。

2 事業参加者

本事業の参加者は、福島県内の小・中学校及び特別支援学校小学部・中学部（以下「学校等」という。）の学年を単位とした児童生徒及び引率者とする。

ただし、小・中学校に置かれる特別支援学級は、1つの学年と同様とみなすことができる。

なお、引率者の条件及び人数は、教育委員会が別に定める。

3 事業の実施期間及び申請書等の提出期限

当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとし、実施期間の開始日以降に事業に着手（当該事業の出発をいう。以下同じ。）し、終了日には事業が完了（当該事業の帰着をいう。以下同じ。）していなければならない。

また、本事業への参加は、1学年1回までとする。

なお、申請書等の提出期限は、教育委員会が別に定める。

4 事業の内容

（1）宿泊を伴うものを対象とし、1泊14日を上限とする。

（2）各教科、特別活動等教育課程の中で実施するものに限る。

（3）実施場所は、福島県内又は福島県外（ただし、日本国内に限る。以下同じ。）とし、学校等が所在する市町村外とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、学校等が所在する市町村内でも実施することができる。

なお、特別の理由については、教育委員会が別に定める。

（4）自然体験活動等の体験活動又は地域間の交流活動を行うものとする。ただし、福島県外で実施する場合は、おおむね連続1週間程度（少なくとも3泊4日以上）の宿泊を伴うものとし、県外の子どもたちとの交流活動を行うものとする。

5 補助対象経費

事業にかかる費用は補助事業者が負担し、その範囲において、以下の基準により補助する。

なお、補助対象経費に含まれる支出内容については、教育委員会が別に定める。

（1）宿泊費

1人当たり1泊5千円を上限とし、上限未満の場合は実際に支出した額を補助対象経費とする。

（2）活動費・交通費

活動日数に1人当たり2千円を乗じた合計金額を上限とし、上限未満の場合は実際に支出した額を補助対象経費とする。

(3) 一般管理費

補助事業者（市町村及び学校法人は除く。）が事業プランの作成に当たり要した経費のうち、
(1) と (2) を合計した額の $1/10$ （1円未満切捨て）を上限とする。

別記（第3条関係）

幼稚園・保育所自然体験活動等支援事業

1 補助事業者

補助事業者は、福島県内の市町村及び旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第3条に基づく登録をしている旅行者等のうち、福島県内に営業所を持つ旅行者等で本綱第1条を十分に理解している者とする。

2 事業参加者

本事業の参加者は、福島県内の幼稚園・保育所（認可外保育施設等を含む。）及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の学年を単位とした乳幼児、引率者及び保護者等とする。

なお、引率者及び保護者等の条件及び人数は、教育委員会が別に定める。

3 事業の実施期間及び申請書等の提出期限

当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとし、実施期間の開始日以降に事業に着手し、終了日には事業が完了していなければならない。

また、本事業への参加は、1学年1回までとする。

なお、申請書等の提出期限は、教育委員会が別に定める。

4 事業の内容

(1) 日帰り及び宿泊を伴うものを対象とし、1泊14日を上限とする。

(2) 年間計画に位置付けられている行事等を実施するものに限る。

(3) 実施場所は、福島県内又は福島県外とし、幼稚園等が所在する市町村外とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、幼稚園等が所在する市町村内でも実施することができる。

なお、特別の理由については、教育委員会が別に定める。

(4) 自然体験活動等の体験活動又は地域間の交流活動を中心とするものとする。ただし、福島県外で実施する場合は、自然体験活動を行うものとする。

5 補助対象経費

事業にかかる費用は補助事業者が負担し、その範囲において、以下の基準により補助する。

なお、補助対象経費に含まれる支出内容については、教育委員会が別に定める。

(1) 宿泊費

1人当たり1泊5千円を上限とし、上限未満の場合は実際に支出した額を補助対象経費とする。

(2) 活動費・交通費

活動日数に1人当たり2千円を乗じた合計金額を上限とし、上限未満の場合は実際に支出した額を補助対象経費とする。

(3) 一般管理費

補助事業者（市町村及び学校法人は除く。）が事業プランの作成に当たり要した経費のうち、

(1) と (2) を合計した額の1/10（1円未満切捨て）を上限とする。

別記（第3条関係）

社会教育団体自然体験活動支援事業

1 補助事業者

補助事業者は、福島県内の市町村及び旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第3条に基づく登録をしている旅行業者等のうち、福島県内に営業所を持つ旅行業者等で本綱第1条を十分に理解している者とする。

2 事業参加者

本事業の参加者は、福島県内に在住する者で、子どもたちの健全育成を目的としている福島県内のPTA、スポーツ少年団及び子ども会等の社会教育関係団体に所属する1歳以上の幼児、小・中学校、特別支援学校小学部・中学部の児童生徒とその引率者及び保護者等とする。

なお、引率者及び保護者等の条件及び人数は、教育委員会が別に定める。

3 事業の実施期間及び申請書等の提出期限

当該年度の7月1日から8月31日までの夏期間及び12月1日から翌年1月31日までの冬期間とし、各実施期間の開始日以降に事業に着手し、終了日には事業が完了していなければならない。

また、本事業への参加は、夏期間又は冬期間のどちらか1団体1回までとし、別記のふくしまっ子体験活動応援補助事業を夏期間又は冬期間のどちらかに利用した場合は、当該期間については補助対象としない。

なお、申請書等の提出期限は、教育委員会が別に定める。

4 事業の内容

(1) 連続した6泊7日以上宿泊を伴うものを対象とし、13泊14日を上限とする。

(2) 実施場所は、福島県内又は福島県外とし、当該社会教育関係団体が所在する市町村外とする。

ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、当該社会教育関係団体が所在する市町村内でも実施することができる。

なお、特別の理由については、教育委員会が別に定める。

(3) 自然体験活動又は地域間の交流活動を中心とするものとする。ただし、福島県外で実施する場合は、自然体験活動を行うものとする。

5 補助対象経費

事業にかかる費用は補助事業者が負担し、その範囲において、以下の基準により補助する。

なお、補助対象経費に含まれる支出内容については、教育委員会が別に定める。

(1) 宿泊費

1人当たり1泊5千円を上限とし、上限未満の場合は実際に支出した額を補助対象経費とする。

(2) 活動費・交通費

活動日数に1人当たり2千円を乗じた合計金額を上限とし、上限未満の場合は実際に支出した額を補助対象経費とする。

(3) 一般管理費

補助事業者（市町村は除く。）が事業プランの作成に当たり要した経費のうち、(1)と(2)を合計した額の1/10（1円未満切捨て）を上限とする。

別記（第3条関係）

ふくしまっ子体験活動応援補助事業

1 補助事業者

補助事業者は、福島県内の市町村及び旅行業法（昭和27年7月18日法律第239号）第3条に基づく登録をしている旅行業者等のうち、福島県内に営業所を持つ旅行業者等で本綱第1条を十分に理解している者とする。

2 事業参加者

本事業の参加者は、福島県内に在住又は東日本大震災及び原子力発電所事故の影響により県外に避難している県内に在住していた者で、子どもたちの健全育成を目的とし補助対象となる子どもが5人以上いる福島県内のPTA、スポーツ少年団及び子ども会など社会教育関係団体等に所属する1歳以上の幼児、小・中学校、特別支援学校小学部・中学部の児童生徒とその引率者及び保護者等とする。

なお、引率者及び保護者等の条件及び人数は、教育委員会が別に定める。

3 事業の実施期間及び申請書等の提出期限

当該年度の7月1日から8月31日までの夏期間及び12月1日から翌年1月31日までの冬期間とし、各実施期間の開始日以降に事業に着手し、終了日には事業が完了していなければならない。

また、本事業への参加は、夏期間と冬期間それぞれについて、1団体1回までとし、別記の社会教育団体自然体験活動支援事業を夏期間又は冬期間のどちらかに利用した場合は、当該期間については補助対象としない。

なお、申請書等の提出期限は、教育委員会が別に定める。

4 事業の内容

- (1) 日帰り及び宿泊を伴うものを対象とし、5泊6日を上限とする。
- (2) 実施場所は福島県内とし、当該社会教育関係団体等が所在する市町村外とする。ただし、教育委員会が特別の理由があると認める場合は、当該社会教育関係団体等が所在する市町村内でも実施することができる。なお、特別の理由については、教育委員会が別に定める。
- (3) 自然体験活動、スポーツ活動又は地域間の交流活動を中心とするものとする。

5 補助対象経費

事業にかかる費用は補助事業者が負担し、その範囲において、以下の基準により補助する。

なお、補助対象経費に含まれる支出内容については、教育委員会が別に定める。

- (1) 宿泊費
1人当たり1泊5千円を上限とし、上限未満の場合は実際に支出した額を補助対象経費とする。
- (2) 活動費・交通費
1回の事業について1人当たり2千円を上限とし、上限未満の場合は実際に支出した額を補助対象経費とする。
- (3) 一般管理費
補助事業者（市町村は除く。）が事業プランの作成に当たり要した経費のうち、(1)と(2)を合計した額の1/10（1円未満切捨て）を上限とする。